

国王附搭の蘇木一千斤・胡椒一千斤

嘉靖二十八年（一五四九）二月十三日

右の符文は正議大夫梁顯・通事梁炫等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』嘉靖二十八年十二月辛酉、二十九

年正月乙酉の各条に記事がある。

（一）六名 対応する執照〔三〇一〇八〕には七名とある。

1-25-28

国王尚清の、進貢のため正議大夫蔡廷会等を遣わす符文

（一五五一、八、一六）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫蔡廷会を遣わし、長史梁炫等と同じ、表文一通を齎捧せしむ。海船一隻に坐駕し、馬一十四・硫黄一万五千斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 蔡廷会

使者一員 邁志刺

都通事一員 金昇

人伴十八名

存留在船使者二員 麻山魯 馬勃度 人伴四名

存留在船通事一員 陳繼成 人伴二名

国王附搭の蘇木一千五百斤・胡椒五百斤

嘉靖三十年（一五六一）八月十六日

右の符文は正議大夫蔡廷会・都通事金昇等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 符文

注*この進貢は風のため船が宮古島より帰国して中止された。蔡廷会

の家譜〔家譜（二）二五四頁〕ならびに陳繼成の家譜〔家譜（二）

四八九頁〕および〔三〇一三〕〔三〇一四〕参照。

（一）馬勃度 対応する執照〔三〇一〇〕では馬勃都とある。

1-25-29

国王尚清の、進貢のため正議大夫梁顯等を遣わす符文

（一五五五、一、一〇）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。